

〔 商品概要説明書 〕

教育ローン（証書貸付型セディナ）

（平成29年4月24日現在）

1. 商 品 名	教育ローン（証書貸付型セディナ）
2. ご利用いただける方	<p>以下の項目を全て満たす個人の方</p> <p>(1) 申込時満20歳以上、最終返済時75歳以下の方</p> <p>(2) 日本国籍を有する方、又は永住許可を受けている外国人の方</p> <p>(3) 安定した収入が継続して得られる方で、給与所得者の方は勤続年数1年以上、自営業者の方は営業年数1年以上ある方</p> <p>(4) 以下の対象学校に入学する、または在学しているお子さまがおられる親権者の方、またはご本人さま  対象学校：幼稚園、小・中・高等学校、各種専門学校、予備校、短大、大学、大学院</p> <p>(5) 当行の営業区域内に居住または勤務している方</p> <p>(6) お使いみちが借換の場合、利用中の教育ローンについて返済遅延のない方</p> <p>(7) 保証会社の保証が受けられる方</p>
3. お使いみち	<p>原則として学校等へ振込みできる以下の費用とします。ただし、一部振込みできない費用もお申込みいただけます。（詳細は後記4.「ご融資金額」を参照ください。）</p> <p>(1) 入学一時金（入学金、教材費、制服代、寄付金等）・授業料等の教育機関への納付資金  *学校が実施する留学費用を含みます。</p> <p>(2) お子さまのアパート等入居時の敷金、礼金、前払い家賃、引越し費用  *入学時および在学期間中を含みます。</p> <p>(3) 受験のために要した、受験料、交通費、宿泊費  *合格通知書受領後でのお申込みとし、入学される学校、入学されない学校とも対象となります。</p> <p>(4) 上記資金で、申込日（仮審査申込を含む）前3ヶ月以内に支払い済みの費用  *領収書等の確認書類が必要です。</p> <p>(5) 上記を資金用途とする他の金融機関等の教育ローンの借換資金  *お借入残高が確認できるローン返済明細表、および直近6ヶ月間のご返済が遅延していないことを確認できるご返済預金通帳（写）等の資料が必要です。</p> <p>(6) 仕送り資金  *月額家賃（寮費）、水道光熱費、通学定期代等の学生生活に必要な資金を含みます。</p> <p>※お支払い先等に振込可能な資金に限ります。ただし、100万円までは振込不要とすることも可能です。</p> <p>※当行のローンを借換することはできません。</p>

4. ご融資金額	10万円以上 500万円以内（1万円単位） ただし、医科・歯科・薬科大学または学部の場合は 1,000万円以内（1万円単位） ※前記 3. の「お使いみち」の内、お借入時点で用途証明書の徴求または学校等への振込みが出来ない資金であっても、上記の「ご融資金額」の中で 100万円を上限としてお借入れいただけます。 ※借換の場合は、借換対象ローンの一括返済金額が上限となります。
5. ご融資期間	6ヶ月以上 15年以内（1か月単位。元金返済据置期間を含みます。） ただし、最長6年10ヶ月以内かつ卒業予定年月までとして、元金返済据置とすることが可能です。
6. 金利種類	変動金利型 (1)お借入れ時の利率 ・お借入れ時の利率は、3月1日または9月1日現在の当行変動金利型住宅ローン基準金利（以下「基準利率」といいます）を基準として、各々4月1日または10月1日から適用します。 ただし、臨時に、お借入れ時の基準利率の基準日および適用日を見直す場合があります。 (2)お借入れ後の利率 ・お借入れ後の利率は、年2回、毎年4月1日および10月1日を見直し基準日とし、4月1日の場合は前年10月1日の、10月1日の場合は同年4月1日の各々の基準利率を比較し、利率差が生じた場合、その差と同幅で変動します。 ただし、お借入れ後最初に到来する見直し基準日では、お借入れ時の利率の基準となった基準利率（原則、3月1日または9月1日の基準利率）と、見直し基準日の基準利率とを比較し、利率差が生じた場合、その差と同幅で変動します。 ・新利率の適用は、見直し基準日が4月1日の場合は6月の約定返済日の翌日から、10月1日の場合は12月の約定返済日の翌日から適用します。
7. ご返済方法	毎月元利均等返済。（ご融資額の50%以内での年2回ボーナス返済併用ができます。） ただし、元金返済据置期間中は毎月お利息のみのご返済となります。
8. 担保	不要です。
9. 保証人	原則として不要です。 ※保証会社の審査によっては連帯保証人が必要となる場合があります。
10. 保証会社	(株)セディナ
11. 保証料	不要です。（当行が負担します）
12. その他	・お取引の内容等により、店頭表示金利からの引下げが適用されます。 ※ただし、金利引下げキャンペーンをご利用の場合は、適用されません。 ・金利、返済額の試算等については窓口へお問い合わせください。

〔 教育ローン（証書貸付型セディナ） 〕

以上

当行が契約している指定紛争解決機関  
一般社団法人全国銀行協会  
連絡先 全国銀行協会相談室  
電話番号 0570-017109（一般電話から）  
または 03-5252-3772（携帯 PHS から）